

令和2年度 第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日時 令和2年(2020年)10月7日(水) 15:00~17:00
- 2 場所 県庁新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 山本委員長、柴原委員、大平委員、佐藤委員、住本委員
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

4 会議概要

■開会

■あいさつ

(加藤室長)

皆様こんにちは。生徒指導・いじめ対策支援室、加藤でございます。皆様には大変お忙しいところ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

当委員会は平成26年の発足から3期6年が経ち、今年度は4期目を迎え、委員の皆様全員に引き続き重責を担っていただくこととなりました。それぞれがお持ちの御経験や御見識をたいへん頼もしく思っております。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年度は皆様におかれましては9カ月という長きにわたり、調査に御尽力を賜りました。改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。その調査の中で明らかにしていただいた、再発防止への取組については、答申をいただいてから順次対応しているところでございます。

その中で、重要と考えておりますのが、組織対応の問題、SNSによるいじめの問題、「いじり」はいじめであるという認識の問題、不登校・中途退学への対応の問題、そしてアンケートの形骸化、そういった問題であって、そのようなことに一つ一つ丁寧に取り組み、学校現場のいじめ防止に活かしていこうと考えております。

また、調査では特に、被害生徒の心模様、内面の変容を丁寧に読みとっていただき、順調に始まった高校生活が、一つのきっかけでそのバランスが崩れ始め、本人も周りも気づかぬうちにだんだん辛さが募っていくことを克明に拾い上げていただきました。

あらためて、いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうることを、そして被害生徒はその苦しみの方が上げにくく、周りにとってわかりにくいということを痛感しているところでございます。

私ども県教育委員会といたしましては、だれ一人取り残すことなく、子どもたちが安心して学校生活を送り、将来の社会的自立を目指して成長していくことができるよう、いじめ防止等の対策に尽力していくことに決意を新たにしているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、本日の議事について忌憚のない御意見をいただくことをお願いいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、委員会の開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

■会議の成立確認

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定に基づき、委員の半数以上の出席により成立

■会議の公開・非公開について

(事務局)

議事に入ります前に本日の会議の公開非公開について確認させていただきます。本日の会議は、運営要領第5条第1項同条第2項の規定によりまして、議題①、②については公開とさせていただくこととし、議題③については非公開とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

異議なしとのことですので、本日の会議につきましては、提案のとおり、部分公開とさせていただきます。傍聴人、報道の皆様には御理解いただきまして、御協力をお願いいたします。

■議題

議題① 委員長の選出

山本委員を委員長に選出

住本委員を委員長職務代理に指名

議題② 令和2年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会について

(委員長)

それでは、議題②「令和2年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の役割について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の方をご覧くださいと思います。まず、当委員会の役割について確認させていただきます。いじめ防止対策推進法の条文を1ページ、2ページ目に掲載しております。本委員会はこのいじめ防止対策推進法、第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として条例により設置をしております。

3ページから滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例を掲載しております。設置については、第1条に規定がございます。

所掌事務としましては、条例第2条に書かれております。当委員会では、法第14条第3項に定めるもの、つまり、教育委員会の諮問に依り、「地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため」の審議を行っていただくことと、法第24条、法第28条に関する調査をしていただくことの、2つとなります。

続いて、当委員会の運営要領に進ませさせていただきます。5ページを御覧下さい。第1から第3条に関しては先に説明させていただきましたので、第4条、議事録の作成のところまでといたします。会議の議事録を事務局が作成をします。委員の皆さんには内容の確認をお願いすることになりますので御協力をお願いいたします。

会議の公開については、先ほども話がありましたが6ページを御覧ください。運営要領、第5条ですが、当委員会の会議は原則として公開とします。ただし、法第24条、法第28条の調査、つまり、県立学校において発生したいじめ事案の調査内容を議事とするときは、非公開となります。

同様に、議事録等の公開については、要領第6条のとおり、作成しました会議の議事録については原則公開させていただきます。非公開となるのは、基本的に法第24条、法第28条の調査と第3項にありますとおり、滋賀県情報公開条例第6条に該当する場となります。

なお、議事録につきましては県教育委員会ホームページに掲載することといたします。

続きまして、重大事態について御説明いたします。7ページを御覧ください。

重大事態が発生した場合には、この、「重大事態に係る調査実施要領」に従って、調査を実施していただくこととなります。

まず、1の「重大事態」の意味ですが、生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑われる場合。これは、法第28条1項1号に示されていることから、1号の重大事態とも言われるものです。2相当の期間、年間30日を目安として学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、これは、法第28条1項2号に示されていることから、2号の重大事態と言われるものです。この1号、2号に該当しないものであっても、③のように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し立てがあった場合は「重大事態」として取り扱うこととなります。

このような「重大事態」が発生したときには、2の調査の目的にありますとおり、当該事案への対処はもちろんのこと、同種の事態の発生防止を図るために、事実関係を明確にすることを目的に調査を実施していきます。

その際、調査の主体を決定する必要があるがございます。調査の主体につきましては、学校の設置者が主体となる場合と学校が主体となる場合の2種類となります。このうち学校の設置者が主体となる場合が当委員会による調査となります。

3には、本調査委員会が調査を実施する基準を示しております。簡単に説明しますと、①学校の調査では十分な結果が得られないと判断する場合。②学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合。③学校の調査報告が不十分であった場合。④第三者性が求められる場合。この4つが基準となります。以上、4つの基準で教育委員会が判断し、当委員会に必要なに応じて調査を依頼するというようになっております。

具体的な調査方法については、4詳細調査の(1)～(6)に示しているとおりです。特に8ページの(6)の部分でございしますが、①「子ども目線に立って、子どもの最善の利益を目指す」ことを調査の留意点として確認させていただきます。

このようにして、調査していただいた内容については、次の、5調査結果の報告ですが、報告書としてとりまとめ県教育委員会に答申していただくこととなります。その報告書が県教育委員会に入り、(2)に示す通り、被害児童生徒、保護者、場合によっては加害児童生徒、保護者にも報告することとなっております。この際、生徒・保護者から意見を聞き、その意見を添付し、最終的に知事へ報告することとなります。昨年度の事案につきましてもこのような手順を踏んでおります。

説明は以上ですが、10ページには今説明させていただいた、調査審議の流れをまとめて

おります。また、11 ページは、県立学校で実際にいじめ事案が発生した場合の対応をフロー図で示したものです。以上が重大事態の対応についてでございます。

他に資料として13 ページ以降には、滋賀県いじめ防止基本方針を掲載しております。御確認をいただきたいと思っております。議長の方に戻させていただきます、御意見等ありましたら賜りたいと思っております。

(委員長)

ただいまの事務局からの当委員会の役割についての説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

昨年1年間やってきたことですので、今、質問があるとは思いませんが。よろしいですか。それでは、次に進みたいと思っております。

議題③「県立学校におけるいじめ重大事態の答申後の対応等について」、に移ります。運営要領第5条第2項の規定によりまして、申し訳ございませんが、ここで、傍聴人・報道関係の皆様には御退席をいただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

委員長からの説明のとおり、これより非公開とさせていただきますので、報道関係の皆様は御退席をいただきます。会議は17時をめぐりに終了いたします。

以下、非公開